

ほぼすべての事業者で対応が必要となります

令和4年1月1日施行の改正電子帳簿保存法、令和5年10月のインボイス制度の導入

# 電子取引・インボイス制度 経理業務対応説明会

複数開催  
相談無料

電子取引・インボイス対応には早めの対策が必要です。

## 電子取引(電子帳簿保存法改正)

電子で受け取った書類を紙で印刷して保存することは原則として認められなくなり、電子での保存が必要になります。『令和4年度税制改正大綱』において、2年の猶予期間が設けられましたが、スムーズに対応するためには早々の準備が必要です。

## 消費税インボイス制度(令和5年10月から)

制度開始前の事前準備は、請求書の様式やシステム変更だけに留まらず、多岐にわたります。消費税計算にも影響が出ますので、事前の制度の理解が重要です。

## 説明会の内容

- ① 制度の概要についてご説明いたします
- ② 貴社で対応すべきポイントを紹介いたします
- ③ 法令遵守と業務効率のためのシステムを紹介



## 開催場所

山県郡北広島町有田1234-1  
北広島町商工会 2階 大会議室

株式会社TKCより制度概要の説明、いま何をしなければいけないのかなどご紹介いたします。

## 参加希望する日時をチェックしてください

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によって中止、人数制限とさせていただきます場合がございますことをあらかじめご了承ください。  
※下記日程はいずれも内容は同じです。参加希望日3日前までに申し込みください。

※  6月23日(木) 14:00-16:00     6月29日(水) 14:00-16:00

※御社名

※参加者

(計 名)

TEL

FAX

ご返信用FAX番号：0826-72-5770